

(農業協同組合による財産承継)
第十四条 林業会若しくは林産組合の会員若しくは組合員たる林産組合又は蚕糸協同組合の組合員たる農業協同組合又は農業協同組合の組合員による農業協同組合又は農業協同組合の組合員たるもののが会員となつて、前条第一項の規定により農業協同組合又は農業協同組合連合会に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に継続の登記をしなければならない。

第十五条 農業協同組合連合会は、その林業会若しくは林産組合又は蚕糸協同組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。

第十六条 林産組合又は蚕糸協同組合の組合員たる者の一部を組合員又は会員とする農業協同組合又は農業協同組合連合会は、その林産組合又は蚕糸協同組合に対し、財産の分割に関する協議を求めることができる。

第十七条 削除

(財産承継の場合の金融機関再建整備法の適用)
第十八条 第二項の場合については、第十一条の規定を準用する。

第十九条 第四条又は第十九条から第十四条まで(財産承継の場合の地方税)
第二十条 この法律施行の際現に存する旧産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)による信用事業を行つて設立した産業組合は、総会の議決を経て、第三条第二項の期間内に新法による信用協同組合になることができる。この場合において、その産業

組合の定款又は組織が新法の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならない。

第二十一条 第二項の規定による中小企業等協同組合を継続する場合には、前項の認可があつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に継続の登記をしなければならない。

第二十二条 前項の規定による中小企業等協同組合の組合員で信用協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた産業組合の債務については、旧産業組合法第二条第二項の規定による責任を免れることができない。

第二十三条 前項の規定による責任は、第一項の規定による組織変更の後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

第二十四条 第二項の規定による組織変更については、第四条第二項及び第三項、第五条から第七条まで並びに前条の規定を準用する。

(関係法令改正の経過規定)

第二十五条 第二項の規定による組織変更については、第二十二条、第二十四条、第二十五条及び前四条の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第二十六条 旧組合の財産のうち、第十一条、第十二条又は第十四条の規定により中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に帰属した財産の価格は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)による所得の計算上、その中小企業等協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の益金及びその旧組合の損金に算入しない。

第二十七条及び第二十八条 削除

(財産承継の場合の地方税)
第二十九条 第四条又は第十九条から第十四条までの規定により財産を承継する場合においては、その移転については、地方公共団体は、地方税を課すことができない。

(産業組合の信用協同組合への組織変更)
第二十条 この法律施行の際現に存する旧産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)による信用事業を行つて設立した産業組合は、総会の議決を経て、第三条第一項の行政手続の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二項の規定により中小企業等協同組合を継続する場合には、前項の認可があつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に継続の登記をしなければならない。

5 前項の規定による中小企業等協同組合の組合員の登記の申請書には、第二項の規定による決議があつたことを証する書面を添付しなければならない。

6 第一項の規定による中小企業等協同組合の解散の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第九十一条の二(職権による解散の登記)の規定を準用する。

7 第二項の規定による中小企業等協同組合の継続については、新法第五十五条第七項の規定を準用する。

8 第三項の認可については、新法第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。

9 第三項の規定による行政庁の権限については、新法第一百十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

附 則

この法律は、中小企業等協同組合法施行の日から施行する。但し、第一条中市街地信用組合法の廃止に関する部分は、この法律施行の日から起算して六箇月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四二年六月一二日法律第三号) **抄** (施行期日)

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

2 前項の規定により解散したものとみなされた中小企業等協同組合は、同項に定める日から三年以内に、総会において、総組合員又は総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を行うことにより、中小企業等協同組合を継続することができる。

3 前項の規定による決議は、新法第一百十一条第一項の行政手続の認可を受けなければ、その効力を生じない。